

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（ふぐかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 15 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ふぐかご 漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）3 月 17 日から令和 5 年（2023 年）3 月 20 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 5 年（2023 年）12 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 同時に使用するかごの数は 200 個を超えてはならない。

イ 日出時から日没時まで以外は操業してはならない。

ウ しいら漬けから 200 メートル以内では操業してはならない。

エ 漁具の両端には水面上 1.5 メートル以上の高さに許可番号及び許可受有者名を記載した旗章を掲げなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

天草海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アを順次に結んだ線により囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内及び左欄の期間中右欄の区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 440 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）富岡四季咲岬灯台）

基点 2 熊本県漁場基点天第 135 号（苓北町富岡四季咲岬西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 137 号（苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

ア 基点 1 と、苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ

イ 苓北町志岐と同町都呂々の海岸線における境界と基点 2 を見通した線から志岐と都呂々の境界を基点として右へ 320 度 10 分、1,800 メートルのところ

ウ 基点 3 と基点 2 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 311 度 48 分、1,800 メートルのところ

エ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐し瀬頂点を見通した線上、恐し瀬頂点から 1,800 メートルのところ

オ 天草町下田と同町高浜との境界大平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上 1,800 メートルのところ

カ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上 1,800 メートルのところ

キ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,450 メートルのところ

ク 基点 3 と基点 2 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

【禁止期間及び禁止区域】

期 間	区 域
10 月 1 日 から翌年 5 月 31 日 まで	次の各点を順次に結んだ直線と熊本県天草市河浦町（以下、「河浦町」という）権現山山頂から、同町オチウド山（谷の中央）を見通した線と海岸線とによって囲まれた区域 ア 苓北町都呂々と天草町下田との海岸線における境界点 イ アの点から真方位 312 度、1,800 メートルのところ ウ イの点から真西の線と長崎県西海市大立島灯台から真南の線との交点 エ 大立島灯台真南の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点 オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から真南の線との交点 カ 平島西端から真南の線と河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線との交点